

## 付議案第 60 号

### 福岡市教育委員会職員の育児休業等の取扱いに関する規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和 7 年 9 月 12 日

福岡市教育委員会

教育長 下川 祥二

#### 理由

福岡市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年福岡市条例第 4 号）の一部改正に伴い、部分休業及び育児期等における職員への意向確認等に関する取扱いについて所要の改正を行う必要があることから、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

### 福岡市教育委員会職員の育児休業等の取扱いに関する規程の一部改正

福岡市教育委員会職員の育児休業等の取扱いに関する規程（平成 14 年福岡市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

第 2 条（見出しを含む。）中「第 2 条第 4 号ア（イ）」を「第 2 条第 5 号ア（イ）」に改める。

第 12 条中「あって、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日が」を削る。

第 13 条第 1 項中「請求」の次に「、育児休業法第 19 条第 2 項の規定による申出及び同条第 3 項の規定による変更」を加え、「、部分休業」を「、当該部分休業」に改める。

第 14 条を第 15 条とし、第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（条例第 16 条第 2 項の任命権者が定める期間）

第14条　条例第16条第2項の任命権者が定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

福岡市教育委員会職員の育児休業等の取扱いに関する規程（平成 14 年福岡市教育委員会訓令第 4 号）の一部改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条 略 (条例第2条第4号ア(イ)の任命権者が定める非常勤職員)	第1条 略 (条例第2条第5号ア(イ)の任命権者が定める非常勤職員)
第2条 条例第2条第4号ア(イ)の任命権者が定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。	第2条 条例第2条第5号ア(イ)の任命権者が定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。
第3条～第11条 略 (条例第12条の任命権者が定める非常勤職員)	第3条～第11条 略 (条例第12条の任命権者が定める非常勤職員)
第12条 条例第12条の任命権者が定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日（週以外の期間によって勤務日が定められている場合にあっては、1年間の勤務日が121日）以上であって、 <u>1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日</u> があるものとする。 (部分休業)	第12条 条例第12条の任命権者が定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日（週以外の期間によって勤務日が定められている場合にあっては、1年間の勤務日が121日）以上であるものとする。 (部分休業)
第13条 部分休業の承認の請求は、書面により、 <u>部分休業を始めようとする日の2週間前までに所属長を経て部長に行うもの</u> とする。	第13条 部分休業の承認の請求、 <u>育児休業法第19条第2項の規定による申出及び同条第3項の規定による変更</u> は、書面により、 <u>当該部分休業を始めようとする日の2週間前までに所属長を経て部長に行うもの</u> とする。
2～3 略	2～3 略

	<p><u>(条例第16条第2項の任命権者が定める期間)</u></p> <p><u>第14条 条例第16条第2項の任命権者が定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。</u></p> <p><u>(雑則)</u></p> <p><u>第15条 この規程に基づき提出すべき書面の様式その他この規程の実施に関する必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p>
--	--

## 福岡市教育委員会職員の育児休業等の取扱いに関する規程の 一部改正案（概要）

### 1 改正の理由

福岡市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年福岡市条例第 4 号）の一部改正に伴い、部分休業及び育児期等における職員への意向確認等に関する取扱いについて所要の改正を行う必要があるため。

### 2 改正の内容

#### (1) 部分休業に係る規定の整備について

- ・非常勤職員の取得要件について、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日があるものとする要件を廃止する。
- ・部分休業の請求における形態の申出と変更の手続きを追加する。

【参考】部分休業の請求における形態

現 行	改正後
1 日につき 2 時間を超えない範囲内の部分休業（30 分単位）	<p>【第 1 号部分休業】 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の部分休業（30 分単位）</p> <p>【第 2 号部分休業】（新設） <u>1 年につき勤務日 10 日相当の時間</u> <u>を超えない範囲内の部分休業</u> <u>（1 時間単位）</u></p>

#### (2) 育児期等における職員への意向確認等の期間について

対象職員の子が 1 歳 11 か月に達する日の翌々日から 2 歳 11 か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

#### (3) その他

その他所要の規定の整備を行う。

### 3 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日